

交渉情報	NO.35	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2019年11月15日	添付資料:3枚

2020年3月期第2四半期（中間期）決算に係る意思疎通等について

日本郵便信越支社経営企画本部総務・人事部長は、本日（11月15日）「2020年3月期第2四半期（中間期）決算に係る意思疎通等について」について地方本部に説明してきました。

2020年3月期第2四半期（中間期）決算は中央総合情報第47号で周知の通りですが、職場労使の扱いについては地方整理をはかることとされています。

(1) 支部事業推進委員会は11月18日（月）以降、12月13日（金）までに「別紙1」により意見交換を行う。

(2) 留意点として、日本郵便・ゆうちょ銀行・かんぽ生命各社ごとの窓口担当委員間の調整の結果、合同開催が可能であれば各社合同により開催して差し支えないものとする。

また、第3四半期の「支部事業推進委員会」を今後計画している場合は、それに代えて開催するとして差し支えないものとする。

(3) 社員周知は11月18日（月）以降、12月13日（金）までに「別紙2」を使用し、ミーティング等で丁寧に説明し、掲示板により周知する。

(4) 労使対応と社員周知は同時並行で実施しても差し支えない。

上記の通り確認しましたので、対応方よろしく申し上げます。